

第3期和光市子ども・子育て支援事業計画策定業務に関するプロポーザル実施要領

1 趣 旨

第3期和光市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、ニーズ調査及び計画策定業務を委託する事業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に最も適した業者を選定するため、プロポーザルを実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

2 事業内容

(1) 事業名 第3期和光市子ども・子育て支援事業計画策定業務

(2) 内 容

別紙「第3期和光市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書」のとおり

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 参加資格

プロポーザル選考に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）第2条第1項の規定により入札参加を停止されている者でないこと。
- (2) 和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）第3条第1項の規定により入札から除外されている者でないこと。
- (3) 主要取引先からの取引停止の事実がある等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 下請代金の支払の遅延、特定資材等の購入の強制等、下請契約関係について不適当な行為をした者でないこと。
- (5) 安全管理の改善に関する労働基準監督署等からの指導に対し改善を行わない状態が継続している者又は当該状態が継続しており、労働基準局等から市に通報があった者でないこと。

5 スケジュール

本プロポーザルによる事業者選定までのスケジュールは、次のとおりとする。（なお、都合により変更する場合がある。）

- (1) 実施要領の公表 令和5年5月 2日（火）
- (2) 質問書受付期間 令和5年5月 2日（火）～令和5年5月11日（木）
- (3) 質問に対する回答 令和5年5月17日（水）
- (4) 参加申込書・企画提案書等の提出期間
令和5年5月 2日（火）～令和5年5月22日（月）
- (5) 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和5年5月下旬～令和5年6月上旬
- (6) 結果通知 令和5年6月上旬

6 審査及び業者選定

(1) 委託業者の審査について

企画提案書による公募型プロポーザル方式とする。業者選定に係る審査は、第3期和光市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が定める次の評価基準①～⑦までの項目より行う。

① 会社概要、業務実績

会社概要、業務実績などを踏まえ、計画策定に深い見識があり、専門的知識を有しているか。信頼性があり、安心して任せることができる会社かどうか。子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び児童福祉に関する計画等の実態調査及び計画策定支援の実績があるか。

② 会社としての実施体制

業務遂行に十分な体制が整えられているか。業務にかかる人数を把握し、責任の所在を明確にした管理体制は取れているか。

③ ニーズ調査結果の集計、分析、結果報告

調査結果を適切に集計及び分析し、その結果を分かりやすくまとめ、報告する形をとっているか。

④ 第3期和光市子ども・子育て支援事業計画案の作成支援

これまでの子ども・子育て支援事業計画に対する理解度、ニーズ調査結果等を事業計画にどのように活用するのか、事業計画策定について全般的なサポートを円滑に行えるか。また、和光市の子ども施策等について熟知しているか。

⑤ 実施スケジュール

第3期和光市子ども・子育て支援事業計画へのニーズ調査の活用を目指し、計画策定までの全体スケジュールが示されているか。

⑥ 経費見積額

当該業務に係る経費の見積額は、契約金額の上限額以内となっており、別紙「第3期和光市子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書」の支援業務内容に対して妥当な金額か。また、見積内容は分かりやすいか。

⑦ 企画提案の取組姿勢

企画提案に際して、より良い提案をするために積極的に取り組んでいるか。また、分かりやすい企画提案書を作成し、提案内容を伝える姿勢が見られるか。その他参考とすべき有効な提案があれば、その内容も評価する。

(2) 入選者の決定

選定委員会は、企画提案書、見積書等、プレゼンテーション及びヒアリングによる総合評価を行い、本事業に最も適した事業者1者を決定する。

(3) 結果の通知

審査結果は、すべての参加事業者に文書で通知する。また、審査経過については、いかなる問い合わせにも応じない。

7 契約の締結

(1) 委託業務名

第3期和光市子ども・子育て支援事業計画策定業務

(2) 契約手続

和光市長は、審査により決定された者と業務委託契約の手続を行う。契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。なお、事業者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する場合、又は和光市から指名停止を受けることとなった場合は、契約の締結を行わない。

(3) 委託料

令和5年度は4,499,000円(税込)、令和6年度は7,282,000円(税込)、合計11,781,000円(税込)を上限とする。ただし、各年度の予算配当を条件とし、予算配当額が上限を下回る場合は、市の予算額を限度とする。

(4) 委託内容

別紙「第3期和光市子ども・子育て支援事業策定業務委託仕様書」を基本とし、本プロポーザルにおける提案事業者の提案内容を反映したものとする。提案内容は基本的に尊重されるが、市は、入選者決定後に契約業務の内容について、受託者と十分協議する。必ずしも今回の提案どおり実施するものではない。

8 参加手続及び提出書類

(1) 企画提案書等の提出について

① 提出書類

- ア 参加申込書(様式1)
- イ 会社概要書(様式2)
- ウ 業務実績調書(様式3)
- エ 配置予定者調書(様式4、5)
- オ 企画提案書(様式6)
- カ 見積書

② 提出部数

持参又は郵送で紙による提出

- ・正本 1部(社印及び代表者印を捺印すること)
- ・副本 8部(捺印不要)

③ 提出期限

令和5年5月22日(月)17時まで

④ 提出場所

和光市子どもあんしん部ネウボラ課母子保健担当

〒351-0192 埼玉県和光市広沢1-5

電話:048-464-9087 FAX:048-464-1926

E-mail:d0600@city.wako.lg.jp

⑤ 企画提案書等の返却

すべての提出書類の返却は行わない。

(2) 作成要領

① 企画提案書

ア 以下の項目を提案すること。

- (ア) ニーズ調査結果の集計、分析、結果報告
- (イ) 第3期和光市子ども・子育て支援事業計画案の作成支援
- (ウ) 実施スケジュール
- (エ) 会社としての実施体制（業務にかかる人数、管理、責任体制など）
- (オ) その他本業務に対する提案

イ 様式は任意とする。

ウ 提案書のページ数等の制限は行わないが、提案内容が具体的にわかるよう簡潔明瞭なものとする。

エ 提案書は、A4版横書き左綴じとする。ただし、A3版を使用する際はA4版サイズに織り込むこと。

② 見積書

ア 提案事業者の提案を実現するためのすべての経費について、見積書を作成すること。

イ 追加・別途の経費が発生しないよう慎重に見積額を提示すること。

ウ 見積書の書式及び各項目についての様式は自由であるが、消費税等込みの金額を記載の上、提出すること。

エ 令和5年度、令和6年度それぞれの見積書及び合計の見積書を提出すること。

9 質疑応答

企画提案書等の作成にあたり質問がある場合は、以下により質疑を行うこと。なお、提出期限後の質問については、受け付けないものとする。

(1) 提出方法

質疑がある場合は、質問書（様式7）を対応窓口あてに電子メールで送信すること。なお、送信の際は、タイトルを「第3期和光市子ども・子育て支援事業計画策定業務について（貴社名）」とすること。

(2) 提出期限

令和5年5月11日（木）受信分まで

(3) 回答方法

質問した事業者へ電子メールにより回答。（ホームページにも公開）

(4) 回答日

令和5年5月17日（水）

10 審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

提出された企画提案書などの提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングにより選定する。

(1) 日時 令和5年5月下旬～令和5年6月上旬

(2) 場所 未定

(3) 内容

- ① プレゼンテーションの時間は準備及び片付けを含め40分以内とする(準備5分、説明20分、質疑応答10分、片付け5分)
- ② 提案事業者からのプレゼンテーションの参加者は、3人以内とする。
- ③ パソコン等を用いた説明を行う場合は、提案事業者側で機器を用意すること。
(スクリーン、プロジェクターについては、和光市ネウボラ課で用意する。)
- ④ 当日の資料がある場合は、8部用意すること。
- ⑤ あいさつ、会社紹介等も説明時間に含める。

※日時及び場所の詳細については後日連絡する。

1.1 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの
- (2) 本要領の条件を満たさないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明確なもの
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく信義に反するものと選定委員会が認める場合

1.2 その他の留意事項

- (1) 提案者は、本件に関して当市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとすること。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とし、当市は一切負担しない。
- (3) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加や変更は原則として認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取扱う。
- (5) プロポーザルに参加することにより知り得た事項については、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (6) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。

1.3 対応窓口

郵便番号 〒351-0192

住 所 埼玉県和光市広沢1-5

所 属 和光市子どもあんしん部ネウボラ課母子保健担当

担 当 関口・遠藤

電 話 048-424-9087

F A X 048-464-1926

E-mail d0600@city.wako.lg.jp